

商業・法人登記をしている事業者のみなさまへ

住居表示実施に伴う 会社・法人等の変更登記の手引き

目次

(1) はじめに（会社・法人等のみなさまへ）	1 ページ
(2) 登記手続きが必要なケース	1 ページ
(3) 本店が実施区域内（市谷薬王寺町）にある場合	2 ページ
(4) 支店が実施区域内（市谷薬王寺町）にある場合	3 ページ
(5) 役員が実施区域内（市谷薬王寺町）に居住している場合	4 ページ
(6) 会社・法人等が不動産の権利を持っている場合	5 ページ
(7) 申請書の作成・申請方法	6 ページ
記載例 1（本店の所在地を変更する場合）	7 ページ
記載例 2（支店の所在地を変更する場合）	8 ページ
記載例 3（役員の住所を変更する場合）	9 ページ
記載例 4（本店の所在地及び役員の住所を同時に変更する場合）	10 ページ
記載例 5（会社名義の不動産について名義人住所を変更する場合）	11 ページ
記載例 6（委任状を作成する場合）	12 ページ



地域振興部 地域コミュニティ課 住居表示係
電話：03-5273-3521（直通）

(1) はじめに（会社・法人等のみなさまへ）

このたびの住居表示実施にともない、会社・法人等のみなさまには、商業・法人登記等に記載した所在地や住所を変更していただく必要があります。

お手数ですが本書をご参照のうえ、令和5年11月6日(月)の住居表示実施日以降に、法務局へ申請していただくようお願い申し上げます。

■ 登録免許税について

変更登記の申請の際に住居表示の証明書を添付すれば非課税となります。

ただし、住居表示実施に起因しない登記事項について同時に申請する場合は、これらの登録免許税が必要になりますのでご注意ください。

■ 証明書について

申請の際は、配付資料に同封した「通知書」を住居表示の証明書としてお使いいただけます。※1

なお、不足する場合は、住居表示実施日以降に区役所の地域コミュニティ課住居表示係及び各特別出張所で住居表示変更証明書を無料で発行しますので、各窓口へお越しください。

（※1 支店や所有不動産についての申請の場合、証明書として履歴事項証明書（有料）等が必要なケースもあります。詳しくは各手続きの説明ページをご確認ください。）

○ 法務局での変更登記や区役所の証明書発行は住居表示実施日以降でなければ行うことができませんのでご注意ください。

(2) 登記手続きが必要なケース

■ 商業・法人登記の変更（2週間以内）

- ①：本店（もしくは主たる事務所）が実施区域内(市谷薬王寺町)にある場合
→2ページの説明を参照
- ②：支店（もしくは従たる事務所）が実施区域内(市谷薬王寺町)にある場合
→3ページの説明を参照
- ③：役員（住所が登記されている方）が実施区域内(市谷薬王寺町)に居住している場合 →4ページの説明を参照

会社・法人の変更登記をしないと、新しい表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

■ 不動産登記の所有名義人などの住所変更

- ④：上記の①のケースに該当する会社・法人等が、不動産の所有権やその他権利（抵当権など）を持っている場合
→5ページの説明を参照

(3) 本店が実施区域内（市谷薬王寺町）にある場合

■ 本店を管轄する法務局での登記 →記載例1を参照（7ページ）

①手続き内容： 本店の所在地を変更する

②必要なもの：
・登記申請書（会社用の申請用紙を使用）
・住居表示変更証明書（同封の通知書で可）
・法務局への届出印

③申請する人： 会社・法人等の代表者

（
株式会社の場合……………代表取締役
有限会社で代表取締役を置いている場合……………代表取締役
有限会社で代表取締役を置いていない場合……………法務局に印鑑登録している取締役
※申請は代理人でもできますが、委任状が必要です。

→委任状は記載例6（12ページ）を参考にしてください

④登記の期間： 2週間以内

⑤申請先： 本店を管轄する法務局である東京法務局新宿出張所
（郵送でも可）

(4) 支店※が実施区域内（市谷薬王寺町）にある場合

※「〇〇支店」という呼称でも、登記をしていない支店の場合は手続きの必要はありません。

支店所在地が変更になる場合は・・・ →記載例2を参照（8ページ）

本店の管轄法務局に登録されている支店所在地を変更する必要があります。

■ 本店を管轄する法務局での登記

①手続き内容： 支店の所在地を変更する

②必要なもの：
・登記申請書（会社用の申請用紙を使用）
・住居表示の変更証明書（同封の通知書で可）
・法務局への届出印

③申請する人： 会社・法人等の代表者

（ 株式会社の場合……………代表取締役
有限会社で代表取締役を置いている場合……………代表取締役
有限会社で代表取締役を置いていない場合……………法務局に印鑑登録している取締役
※申請は代理人でもできますが、委任状が必要です。

→委任状は記載例6（12ページ）を参考にしてください

④登記の期間： 2週間以内

⑤申請先： 本店を管轄する法務局（郵送でも可）

※管轄法務局については法務局のホームページ等で確認してください。
<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>

(5) 役員※が実施区域内（市谷薬王寺町）に居住している場合

※住所が登記されていない役員の場合は手続きの必要はありません。

■ 本店を管轄する法務局での登記 →記載例3を参照（9ページ）

①手続き内容： 役員の住所を変更する

②必要なもの：
・登記申請書（会社用の申請用紙を使用）
・住居表示の変更証明書（同封の通知書で可）
・法務局への届出印

③申請する人： 会社・法人等の代表者

（ 株式会社の場合……………代表取締役
有限会社で代表取締役を置いている場合……………代表取締役
有限会社で代表取締役を置いていない場合……………法務局に印鑑登録している取締役

※申請は代理人でもできますが、委任状が必要です。

→委任状は記載例6（12ページ）を参考にしてください

④登記の期間： 2週間以内

⑤申請先： 本店を管轄する法務局（郵送でも可）

※管轄法務局については法務局のホームページ等で確認してください。
<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>

「会社・法人等の所在地」と「役員の住所」の両方が変更になる場合は…

「会社・法人等の所在地」と「役員の住所」について、両方の変更登記が必要となります。

この場合、登記申請書は1通にまとめて申請できますが、添付する住居表示変更証明書については「会社・法人等の所在地」と「役員の住所」のそれぞれの変更証明書が必要です。

→記載例4を参照（10ページ）

(6) 会社・法人等が不動産の権利を持っている場合

◎ 該当する場合は、必ず先に、商業・法人登記における会社・法人等の所在地の変更を管轄法務局で済ませてからこの手続きを行ってください。

■ 不動産を管轄する法務局での登記

→記載例5を参照（11ページ）

①手続き内容： 会社・法人等が所有権やその他権利（抵当権など）を持つ不動産についてその権利者の住所を変更する

②必要なもの： ・登記申請書（不動産用の申請用紙を使用）
・法務局への届出印
・会社・法人等の履歴事項全部証明書(有料) 又は、会社法人等番号(12桁)を記載

※本店での登記が済んだことを証するものがが必要です。
本店での登記完了後に交付を受けてください。

（不動産登記と商業・法人登記の管轄法務局が同じ場合には、履歴事項全部証明書は不要
住居表示変更証明書（もしくは通知書）の添付も不要

③申請する人： 会社・法人等の代表者

（株式会社の場合……………代表取締役
有限会社で代表取締役を置いている場合……………代表取締役
有限会社で代表取締役を置いていない場合……………法務局に印鑑登録している取締役

※申請は代理人でもできますが、委任状が必要です。

→委任状は記載例6（12ページ）を参考にしてください

④登記の期間： 特に期限はありませんが、令和8年4月までに、不動産を所有している場合の住所や氏名の変更の登記申請が義務化となりますので、実施日以降お早めに登記手続きをおこなってください。（具体的な施行日(スタート日)は今後定められます。）

⑤申請先： 不動産を管轄する法務局（郵送でも可）

※管轄法務局については法務局のホームページ等で確認してください。
<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>

(7) 申請書の作成・申請方法

■ 登記申請書の作成方法

- ① 次ページ以降に記載例がありますので、該当するものを参考にして申請書を作成してください。
- ② 会社以外の法人の場合は、申請用紙に印刷されている文字を以下のように書き換えてご使用ください。
 - ・「商号」を二重線で消し、『名称』に書き換える。
 - ・「本店」を二重線で消し、『主たる事務所』に書き換える。
 - ・「支店」を二重線で消し、『従たる事務所』に書き換える。
 - ・「代表取締役」を二重線で消し、『理事』または『代表理事』等にかき換える。なお、会社の場合でも、代表者の役職名が「代表取締役」でない場合は、同様に二重線で消して正しい役職名にかき換えてください。（これらの場合は訂正印不要）
- ③ ご自分で記入した文字を修正した場合には、申請書の欄外に「○字加入」「○字削除」のように記入し、そこへ捺印してください。
ただし、申請用紙に印刷されている文字を消す場合には、二重線だけで結構です。
- ④ 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又は代理人が、各用紙のつづり目に契印してください。

■ 申請方法

以下のいずれかの方法で申請してください。

- ① 窓口申請
管轄法務局の受付時間（8:30～17:15）内に必要書類を持参し、申請してください。
- ② 郵送申請
申請書類を入れた封筒の表面に「商業・法人登記申請書在中」（もしくは「不動産登記申請書在中」）と明記し、到達の確認が可能な書留郵便等で送付してください。
- ③ オンライン申請
商業・法人登記手続きが「登記・供託オンライン申請システム」でできるようになりました。詳しくは法務省のホームページをご覧ください。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html

新宿区の管轄法務局は・・・

東京法務局 新宿出張所

〒169-0074

新宿区北新宿一丁目8番22号

電話：03-3363-7385（代表）

記載例 1 (本店の所在地を変更する場合)

「株式会社」、「有限会社」、「法人」等と記入

株式会社 変更登記申請書

- 1. 会社法人等番号 **0000 - 00 - 000000** ← 分かる場合に記載してください
- フリガナ
- 1. 商号 **株式会社 シンジユク**
- 1. 本店 **東京都新宿区市谷薬王寺町51番地1** ← 住居表示される前の本店を記入
- 1. 支店
- 1. 登記の事由 住居表示の実施による **本店** の変更
- 1. 登記すべき事項 令和5年11月6日住居表示の実施による **本店** の変更
東京都新宿区市谷薬王寺町 **20番20号** ← 住居表示された後の本店を記入

- 1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税
- 1. 添付書類 住居表示変更証明書 **1** 通 ← 会社の住居表示証明書を添付(通知書でも可)
- 委任状 1 通 ← 本人申請の場合は不要

上記のとおり登記の申請をする。

提出年月日 令和 **5** 年 **0** 月 **0** 日

申請人 本店 **東京都新宿区市谷薬王寺町20番20号** ← 住居表示された後の本店を記入
商号 **株式会社シンジユク** ← 登記されている代表取締役の住所を記入

代表取締役 住所 **東京都新宿区北新宿一丁目8番22号**
氏名 **法務 太郎** (印) ← 法務局への届出印
※代理人申請の場合は押印不要

申請代理人 住所 _____ (印) ← 本人申請の場合は記入不要
氏名 _____

連絡先の電話番号 **03-0000-0000** ← ※代理人申請の場合は添付書類として委任状が必要となります。

申請先の管轄法務局を記入 → **東京** 法務局 **新宿出張所** 御中

ここは法務局が使用します。何も記入しないでください。

記載例2 (支店の所在地を変更する場合)

「株式会社」、「有限会社」、「法人」等と記入

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 0000 - 00 - 000000 ← 分かる場合に記載してください
- フリガナ
1. 商号 シンジユク
株式会社シンジユク
1. 本店 東京都港区東麻布二丁目11番11号 ← 登記されている本店を記入
1. 支店 管轄法務局 東京法務局新宿出張所
東京都新宿区市谷薬王寺町51番地1 ← 住居表示される前の支店を記入
1. 登記の事由 住居表示の実施による 支店 の変更
1. 登記すべき事項 令和5年11月6日住居表示の実施による 支店 の変更
東京都新宿区市谷薬王寺町 20 番 20 号 ← 住居表示された後の支店を記入

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税
1. 添付書類 住居表示変更証明書 1 通 ← 会社の住居表示証明書を添付（通知書でも可）
委任状 1 通 ← 本人申請の場合は不要

上記のとおり登記の申請をする。

令和 5 年 〇 月 〇 日

提出年月日

申請人 本店 東京都港区東麻布二丁目11番11号

商号 株式会社シンジユク

代表取締役 住所 東京都新宿区北新宿一丁目8番22号

氏名 法務 太郎

印

法務局への届出印

※代理人申請の場合は押印不要

申請代理人 住所

氏名

印

本人申請の場合は記入不要

連絡先の電話番号 03-0000-0000

※代理人申請の場合は添付書類として委任状が必要となります。

東京 法務局 港出張所 御中

申請先の管轄法務局を記入

※この例の場合、本店が港区にあるので港出張所に申請となります。

ここは法務局が使用します。何も記入しないでください。

記載例3 (役員住所を変更する場合)

「株式会社」、「有限会社」、「法人」等と記入

株式会社変更登記申請書

- 1. 会社法人等番号 **0000 - 00 - 000000** ← 分かる場合に記載してください
- フリガナ
- 1. 商号 **株式会社シンジユク**
- 1. 本店 **東京都新宿区北新宿一丁目8番22号** ← 登記されている本店を記入
- 1. 支店
- 1. 登記の事由 住居表示の実施による **代表取締役の住所** の変更
- 1. 登記すべき事項 令和5年11月6日住居表示の実施による **代表取締役 法務太郎** の住所の変更
東京都新宿区市谷薬王寺町 **20番20号** ← 住居表示された後の役員の住所を記入
- 1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税
- 1. 添付書類 住居表示変更証明書 **1通** ← 役員の住居表示証明書を添付(通知書でも可)
委任状 **1通** ← 本人申請の場合は不要

上記のとおり登記の申請をする。

令和 **5** 年 **0** 月 **0** 日

提出年月日

申請人 本店 **東京都新宿区北新宿一丁目8番22号**
商号 **株式会社シンジユク**

代表取締役 住所 **東京都新宿区市谷薬王寺町20番20号**
氏名 **法務 太郎** (印)

申請代理人 住所 _____
氏名 _____ (印)

連絡先の電話番号 **03-0000-0000**

東京 法務局 **新宿出張所** 御中

申請先の管轄法務局を記入

ここは法務局が使用します。
何も記入しないでください。

記載例4 (本店の所在地及び役員住所を同時に変更する場合)

「株式会社」、「有限会社」、「法人」等と記入

株式会社変更登記申請書

1. 会社法人等番号 **0000 - 00 - 000000** ← 分かる場合に記載してください

フリガナ
1. 商号 **株式会社シンジユク**

1. 本店 **東京都新宿区市谷薬王寺町51番地1** ← 住居表示される前の本店を記入

1. 支店

1. 登記の事由 住居表示の実施による **本店及び代表取締役の住所** の変更 ← 住居表示された後の本店を記入

1. 登記すべき事項 令和5年11月6日住居表示の実施による **本店** の変更

登記すべき事項が2つ以上の場合は残りを余白に記入

東京都新宿区市谷薬王寺町 **20番20号** ← 住所変更する役員を記入
令和5年11月6日住居表示の実施による代表取締役 法務太郎の住所の変更
東京都新宿区市谷薬王寺町20番20号

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類 住居表示変更証明書 **2通** ← 住居表示された後の役員の住所を記入

委任状 ← 本人申請の場合は不要
 会社と役員についてそれぞれの住居表示証明書を添付(通知書でも可)

上記のとおり登記の申請をする。

提出年月日 令和 **5** 年 **〇** 月 **〇** 日
 申請人 本店 **東京都新宿区市谷薬王寺町20番20号** ← 住居表示された後の本店を記入
 商号 **株式会社シンジユク** ← 住居表示された後の代表取締役の住所を記入

代表取締役 住所 **東京都新宿区市谷薬王寺町20番20号**
 氏名 **法務 太郎** (印) ← 法務局への届出印

申請代理人 住所 _____ (印) ← 本人申請の場合は記入不要
 氏名 _____

連絡先の電話番号 **03-0000-0000** ※代理人申請の場合は添付書類として委任状が必要となります。

申請先の管轄法務局を記入 **東京** 法務局 **新宿出張所** 御中

ここは法務局が使用します。何も記入しないでください。

記載例 5 (会社名義の不動産について名義人住所を変更する場合)

※注意してください!

ここは法務局が使用します。
何も記入しないでください。

不動産の名義人住所変更登記を行う前に、必ず会社の変更登記を済ませてください。

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原因 令和5年11月6日 住居表示実施

変更後の事項 住所 東京都新宿区市谷薬王寺町 20番 20号

住居表示された後の
本店を記入

申請人住所 東京都新宿区市谷薬王寺町 20番 20号

(又は代理人)

株式会社シンジユク
代表取締役 法務 太郎



社名・代表者名を
記入して押印

連絡先の電話番号 03-0000-0000

履歴事項証明書(商業・法人登記の変更をおこなったことを証するもの)を添付
又は、会社法人等番号(12桁)を記載
※ただし、不動産登記と商業・法人登記の管轄法務局が同じ場合には、
履歴事項全部証明書は不要です。

提出年月日

添付書類 登記原因証明情報

令和 5 年 〇 月 〇 日 申請 東京 法務局 新宿出張所

申請先の管轄法務局
を記入

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

不動産の表示

[土地の表示]

不動産番号 1234567890123
所在 新宿区 市谷薬王寺町
地番 51番1
地目 宅地
地積 150.00 平方メートル

従来番号のまま

[建物の表示]

不動産番号 1234567890987
所在 新宿区 市谷薬王寺町 51番地1
家屋番号 51番1
種類 事務所
構造 鉄筋コンクリート造3階建
床面積 1階 100.00 平方メートル
2階 90.00 平方メートル
3階 80.00 平方メートル

従来番号のまま

不動産番号の記入は必須事項ではありません

不動産番号を記載した場合は、土地については所在・地番・地目・地積を、建物については所在・家屋番号・種類・構造・床面積の表示の記載を省略することができます。

※「不動産番号」は、登記事項証明書・登記識別情報通知書・登記完了証に記載されていますが、これらがお手元になれば記入しないで結構です。

登記簿に記載されていることと一致するように記載してください。

※複数の不動産を所有していて、この用紙に記入しきれない場合は「継続記入用」の用紙に残りの不動産の表示を記入してください。
(申請用紙が複数になるので、各つづり目に契印をしてください。)

記載例 6 (委任状を作成する場合)

[代理人申請を行う場合は委任状が必要となります。]

※ 委任状が必要な方は、下記を参考にして作成してください。

委任状

(住所) 東京都 新宿区 歌舞伎町一丁目 4番 1号

(氏名) 新宿 一郎

代理人の住所・氏名を記載

私は、上記のものを代理人と定め、次の権限を委任します。

記

1 令和5年11月6日実施の住居表示による本店の変更
ならびに代表取締役の住所の変更を管轄法務局へ代理して
申請する一切の件。

変更の事由を記載

2 原本還付の請求及び受領の件

原本還付を請求する場合に記載

以上

委任状を作成した日付

令和〇年〇月〇日

住居表示された後の本店を記入

東京都新宿区市谷薬王寺町20番20号

株式会社シンジュク

代表取締役 法務 太郎



法務局への届出印

住居表示実施に伴う
会社・法人等の変更登記の手引き

印刷物作成番号

2023-10-2601

令和5年8月発行

編集・発行

新宿区地域振興部地域コミュニティ課
東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
電話(03)3209-1111(代表)

この印刷物は、業者委託により800部印刷製本しています。その経費として、1部あたり289円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用